仲介業者特例参加者に係る対当比率の取扱い

平成２５年１０月１日

株式会社日本証券クリアリング機構

国債店頭取引清算業務に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）第６条第３項の申請により国債店頭取引清算資格を取得した清算参加者（以下「仲介業者特例参加者」という。）について、同第２８条第１０項に規定する債務の引受けの全部又は一部の停止を行う場合の具体的な取扱いは以下のとおりとする。

項目	内容	備考
1.　措置の概要	・　当社は、仲介業者特例参加者について当社が債務の引受けを行ったことにより負担する債務の対当の比率（以下「対当比率」という。）が、当社が定める比率（９０％）以上とならなかったときは、当該仲介業者特例参加者を審問のうえ、当該仲介業者特例参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止を行うことができる。	・　業務方法書第２８条第１０項
2.　対当比率の確認方法	・　当社は、毎月１回、仲介業者特例参加者の対当比率を計算し、当該対当比率に基づき、当社が定める比率（９０％）以上の割合が対当しているか確認する。 ・　対当比率は以下のとおり計算する。 **対当比率（%）　＝　（　Ｘ　／　Ｙ　）×１００** Ｘ　＝　Ｙのうち、銘柄、金額、決済日等及び債務引受日について仲介業者特例参加者が売方（貸方）である取引と買方（借方）である取引ですべてが同一の取引に係る債務の全額 Ｙ　＝　計算月の前月において当社が当該仲介業者特例参加者から引き受けた債務の全額	・　当社は、当社が必要と判断する場合には、当社が定める日から過去１ヶ月分の比率を計算し、この数値に基づき、当社が定める比率以上の割合が対当していることの確認を行うことがある。

以上